

## 第5章 学校と地域を元気にする

### 第1節 地域と共に「元気な学校」をつくる

「元気な学校」とは、児童生徒自身が「行きたい!」と心から思える学校です。それはもちろん、教職員にとっても同じです。「元気な学校」は、保護者も含めた地域の方々の、「学校を応援したい、学校づくりに参画したい」という思いや行動に支えられ、その方々にとっても誇りに思える学校となっています。

教職員と児童生徒、そして地域の方々も一緒になって「元気な学校」づくり、誇りに思える学校づくりをめざした工夫と努力を積み重ねていく中で、「元気な地域」も実現していくと考えています。

「元気な学校」は、次のような「こんな先生がいる学校」「こんな地域に支えられた学校」「こんな教育環境づくりを進める教育行政」によってつくられていきます。

#### **こんな先生がいる学校**

自らが学び続ける主体である  
児童生徒への深い共感と洞察力をもつ  
学校づくり、地域づくりの主体として行動する

#### **こんな地域に支えられた学校**

「地域で子どもを育てる」という高い意識をもつ  
「学校を元気にする」という意識で、学校経営に参画する

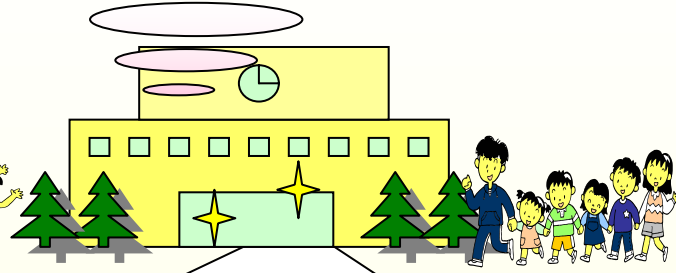
#### **こんな教育環境づくりを進める教育行政**

安全で、安心できる教育環境を整備する  
信頼され、尊敬される教員を育てる  
県民参加型の教育行政施策を進める

このように、学校・地域（家庭を含む）・教育行政がお互いの力を合わせて、「元気な学校」づくりを進めていくことが、5教振のテーマである「山形の教育 『いのち』 そして『まなび』と『かかわり』」の実現を力強く支えることになるのだと考えています。

以上のことをイメージしながら表現すると、次ページのようになります。

# 地域と共に「元気な学校」をつくる



## こんな先生がいる学校

### 自らが学び続ける主体である

教育への使命感と情熱  
専門性を磨く研究意識  
地域の人、自然、文化  
に対する造詣の深さ

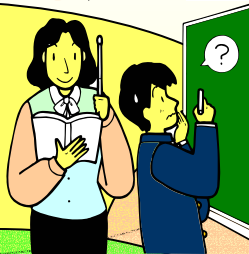


瞳に「自らのまなび」を  
心に「子どもたちへの共感」を  
手に「地域とのつながり」を  
もつ教師



### 学校づくり、地域づくりの 主体として行動する

「開かれた学校づくり」に参画する  
マネジメント能力  
地域の人とつながり、共に地域をつ  
くろうとする意欲と行動力



### 児童生徒への深い共感 と洞察力をもつ

児童生徒の、心的・身体的  
状態への共感と洞察力  
・性格、健康状態  
・発達の状況  
・学習の達成度

## 学校から地域へ...

学校経営方針の明確化と情報提供  
教育活動の自己評価・外部評価と公開  
地域を「教室」とする教育活動の展開

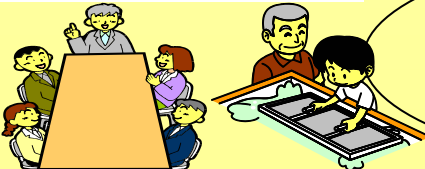
## 活力と信頼を生む開かれた学校

学校評議員等による学校経営への参画  
「地域の先生」による授業への参加  
オープンスクールの積極的な推進

## 地域から学校へ...



## こんな地域に 支えられた学校



「地域で子どもたちを育てる」  
という高い意識をもつ  
「学校を元気にする」という  
意識で学校経営に参画する



## こんな教育環境づくりを進める教育行政

安全で、安心できる教育環境を整備する  
信頼され、尊敬される教員を育てる  
県民参加型の教育行政施策を進める

## 第2節 保護者や地域と共に「開かれた学校」をつくる

学校が、意図的・計画的な教育における中心的な役割を担っていくことは、これからの時代においても変わることなく求められていくでしょう。

しかし、時代の変化の中で、学校・家庭・地域の三者がこれまで以上にお互いの理解を深めながら連携し、児童生徒が安心して通うことができる充実した学校づくりを進めることが重要となっています。そのために学校は、校長のリーダーシップの下、学校経営の方針を明示するとともに、学校自らが評価を行い、情報を公開して、学校としての説明責任を果たすことが大切です。

### 【現状と課題】

#### (1) 学校・家庭・地域の連携

学校が、保護者や地域と連携・協力しながら教育を行っていくことは、学校はもちろん地域を活性化していく上でも重要なことです。

学校は、家庭や地域と一層の連携を深めるため、学校の安全管理を徹底した上で、授業や学校の公開などの実施、体育館等の施設の開放、あるいは、高等学校における公開講座・生涯学習講座の開設など、地域の方々と学校が接する場を可能な限り設ける必要があります。

#### (2) 学校経営の方針づくり

学校が、家庭や地域と連携し、開かれた学校づくりを進めるために、校長のリーダーシップの下、学校の経営方針を明確にしていく必要があります。その際、地域の住民の意向や要望の把握に努め、それらを学校の主体的な取組として学校経営の中に位置付けていく必要があります。また、校長だけでなく、全職員が、学校のビジョンとなる学校経営の方針づくりに参画していくことも必要です。

#### (3) 地域や保護者等の評価

学校経営の在り方については、学校が自己点検や自己評価を行った結果を家庭や地域に公開し、説明責任を果たすことにより、保護者や地域の方々が学校を支援しやすい環境を形成する必要があります。また、学校評議員会等も、学校経営に関し幅広い視点から、学校をよくすることにつながる変化を促し、あるいは、学校の長所に目を向けた新たな提案を行うなど、学校の支援者としての役割を担うことが期待されています。

#### (4) 児童生徒による授業の評価等

生徒による授業評価を実施している高等学校が徐々に増えてきています。また、小中学校において児童生徒の授業の感想等を活用して、授業改善につなげている事例もあります。このように、児童生徒による授業評価を積極的に導入し、教師の授業改善と、児

童生徒の学習改善につなげていくことが求められています。

## (5) 学校経営の自主性・自律性

価値観が多様化し、社会が複雑化する中で、地方分権も進みます。教育の場でも、個性の一層の重視や、特別な教育的支援を要する子どもに対するきめ細かな指導など、多様で高度な要請があります。このため、子どもや学校の実情に対応する柔軟な学校経営が求められており、校長の裁量権を拡大して、変化に対する柔軟性や多様性を確保する必要があります。

なお、中央教育審議会は、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方と、公立学校の管理運営の包括的な委託について、その基本的な考え方を答申にまとめています<sup>1</sup>。これらについては、学校経営の自主性・自律性の確保という点で、「学校と地域を元気にする」という視点と重なる問題意識が認められ、将来の学校の在り方を検討する上で、一つの指針になるものと考えます。

### 【施策】

#### (1) 保護者や地域の方々への学校の開放と学校教育への参画

学校の安全管理を踏まえつつ、今後ともオープンスクールや公開講座、施設の開放等により、保護者や地域の方々への学校の開放を進めます。

地域学習、職場体験や就業体験、高等学校の総合学科における「産業社会と人間」の学習など、学校教育の多くの場面に、地域に住む熱意のあるの方々から参画していただくような取組を進めます。そのために、ボランティアやNPO、関係機関・産業界など、地域で創造的な活動をしているの方々との連携を今まで以上に深めていきます。

また、現在、大学との連携・協力のもとに進めている学習チューター<sup>2</sup>についても、その効果的な方法についての研究・検討を行いながら、積極的に推進していきます。

さらに、地域のことを学校がよく知ることも必要です。学校の開放だけにとどまらず、学校側から学社連携・学社融合に向けた取組を行い、地域や保護者の方々和学校が双方向で連携することが大切です。

#### (2) 学校経営と情報公開

校長は、学校における多くの課題や進むべき方向性を明らかにしながら、学校経営の方針（教育計画）づくりを行います。その際、可能な限り、数値目標を盛り込むことも

<sup>1</sup> 中央教育審議会「今後の学校の管理運営の在り方について（答申）」（平成16年3月4日）

<sup>2</sup> 文部科学省では、平成15年度から、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るため、教員志望の学生や教員経験者等を学校に派遣するチューター制度を実施しました。本県でも、平成15・16年度に、山形大学との連携による「放課後学習チューターの配置等に係る調査研究事業」を実施し、平成16年度は、県内の4地区（大石田町・新庄市・米沢市・酒田市）で「学力向上支援事業」を行っています。

検討していきます。

また、学校経営の方針づくりには教職員の参加が不可欠です。学校経営（組織マネジメント）に関する知識・経験を教職員が共有し、校長が定める学校経営の方針に生かし、より実現可能なものにしていく必要があります。そのためにも、一人一人の教職員が学校経営に参画するよう、学校経営（組織マネジメント）に関する研修を実施します。

### （３）地域や保護者等による評価の活用

学校経営の方針に基づき、学校運営を行った結果については、目標の達成度などについて自己評価を行い、その結果を公開するとともに、学校評議員や地域、保護者など、外部からの評価を受けて、学校経営の改善に役立てます。この場合において、「自己評価 外部評価 自己再評価」のサイクルを定着させ、特色ある学校づくりを推進します。

また、よりよい学校評価の実現に向け、専門家の協力を得て、評価手法の研究改善を行います。

### （４）児童生徒による授業の評価等の活用

高等学校において生徒による授業評価をさらに積極的に取り入れ、生徒が「わかる授業」「参加する授業」を実現するための授業改善を行い、確かな学力の向上や、信頼される学校づくりに役立てていきます。

また、小中学校においても児童生徒の授業に対する感想などを積極的に活用していきます。

### （５）今後の学校の管理運営

学校経営の自主性・自律性の確保のため、教育課程の編成など学校の管理・運営にかかわる裁量権限の拡大に努めます<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（平成10年9月21日）

## 第3節 信頼され、尊敬される教員を育てる

社会の変化に伴い、学校教育が抱える課題も多くなっています。児童生徒のさまざまな課題を解決するために、優れた人材の確保と教員の資質の向上が、これまで以上に重要になっている今こそ、信頼され、尊敬される教員を育てる必要があります。

### 1 優れた教員を採用する

「教育は人なり」と言われるように、優れた教育は、優れた教員によって実現されていきます。

#### 【現状と課題】

##### (1) 優れた資質をもつ教員の確保

教育に対する強い使命感や自ら学び続ける意欲などをもちながら、社会全体や地域における課題を的確にとらえ、それに対応した教育活動を進めていくことのできる、専門性と柔軟性を兼ね備えた教員が求められています。

##### (2) 教員採用試験の工夫・改善

教員採用試験においては、すべての志願者に面接を課し、人物評価を重視した教員の採用に努めています。また、年齢制限の撤廃や社会人特別選考を実施し、経験豊かな人材の登用にも努めています。

今後とも、優れた教員の確保のため、選考方法の工夫・改善等が必要です。

#### 【施策】

##### (1) 優れた教員の採用

自らの教養や指導力などを常に深化・向上させていく優れた専門性と、児童生徒の思いを深く見つめようとする豊かな感性、家庭や地域とともに教育活動を展開していこうとする柔軟性、強い使命感などの資質・能力を有する者を教員に採用します。

##### (2) 人物を重視した教員採用の選考方法の工夫・改善等

優れた教員を確保するために、選考方法の工夫・改善に今後とも積極的に取り組みます。その一環として、採用に当たっては幅広い社会的視野及び協調性などの観点を大切にし、面接委員に民間人を起用するなど人物評価を一層重視します。さらに、実践的指導力を備えた人材や専門的な知識や技能を身につけた優れた社会人の登用にも努めます。

平成14年5月から、山形大学、山形県および山形市が、本県の教員養成の在り方について、意見交換を行ってきました。

県では、同年8月に、「山形大学教育学部の在り方についての提案」を示しました。この懇談会は、平成15年12月まで7回重ねられました。その結果、県の提案を踏まえ、山形大学の新しい教員養成システムの概要がまとまったところです。

その内容は、大きく分けると、次の3点です。

県が提案した、「総合性・実践性・地域性」を備えた「大教養人」の養成を学部と大学院修士課程の6年一貫教育により実現する。

地域と連携し、地域に対して責任ある教員養成システムを構築する。

小学校・中学校の教員を養成する定員70名程度の学科を設置し、50名程度は小学校教員、20名程度は中学校教員として、計画的に養成する。

教育県山形の伝統を受け継ぎ、さらに将来の発展をめざす優れた教員の養成が期待されます。



平成15年12月・山形県の教員養成に関する懇談会  
右から、仙道山形大学学長、高橋知事、市川山形市長



山形大学教育学部

## 2 信頼され、尊敬される教員を育成する - 研修の充実 -

教育県山形の発展をめざす上で、次のような教員の姿が求められると考えます。

瞳に「自らの学び」を

心に「子どもたちへの共感」を

手に「地域とのつながり」をもつ教員

### 【現状と課題】

一人一人の個性を伸ばし、知徳体の調和のとれた「いのちの輝き」のある人間をはぐくむ上で、学校教育の直接の担い手である教員の資質・能力に委ねられる部分は大きいと言えます。そのため、教員としての職に就いている全期間を通じて、教員の資質・能力向上をねらいとする研修の役割が一層大切になっています。

教員の研修は、校内における研修と県教育センター等における研修の二つに大きく分類することができます。これらの研修は、体系的な検討と推進<sup>4</sup>のもと、教員としての視野を広げ、使命感と実践的指導力を育成・伸張し、教員としての能力を高めようとするものです。教育を取り巻く環境が大きく変化している中で、次の視点を重視して研修を実施し、信頼され、尊敬される教員を育てる必要があります。

#### (1) 自らが学び続ける

教育への使命感と情熱をもって変化の激しい時代の教育に向かうことが必要です。また、その場合に、一層の専門性を磨く研究意識や、地域の人、自然、文化に対する造詣の深さ、さらに豊かな社会体験なども求められます。そのために、教員自らが日々の教育実践や自身の研鑽等によって教員としての力量を向上させる<sup>5</sup>必要があります。

#### (2) 児童生徒への深い共感と洞察力をもつ

児童生徒の個性や健康状態、学習の達成度など、心的・身体的な状態に対する共感と洞察力をもち、それらを踏まえた的確で柔軟な対応を行うことのできる教員が求められています。

#### (3) 学校づくり、地域づくりの主体として行動する

教員一人一人に、教育活動に対するマネジメント能力を向上させることが求められています。また、地域の人とつながりをもち、共に地域をつくろうとする意欲と行動力が

<sup>4</sup> 「教員研修体系検討委員会」を設置（事務局：県教育センター）し、研修プログラムの開発や研修の体系化を図っています。具体的には、新規採用教員を対象とした「初任者研修」、教職5年及び10年を経験した教員を対象とした「経験者研修」、教科・領域の課題に応じた「専門研修」などです。また、これら研修を県教育センターで実施するに当たっては、校内研修との密接な連携も図られています。

<sup>5</sup> 県教育委員会では、山形大学大学院やさまざまな教育機関での研修に教員を派遣しています。大学院で修学するための休業制度を活用して主体的な研修を行う教員も増えています。

求められています。

#### **(4) 教員倫理を学ぶ**

教員に対する社会の期待や要求はきわめて高いものです。しかし、モラルの欠如により問題を起こしたりする教員が存在することも事実です。モラルの欠如による問題行動を起こさないようにするための研修も重要な課題になっています。

#### **【施策】**

特色ある学校づくりや「いのち」の教育を推進していくため、地域との連携を大切にされた教育活動を行っていく必要があります。このため、次の視点に基づき教員研修の在り方を検討し実践することで、信頼され、尊敬される教員を育てていきます。

#### **(1) 教員自らの学び**

教員としての使命感と情熱をもとに、教員が自ら学ぶ態度を常にもち続け、変化の激しい時代における課題の把握力・分析力を高めて、先見性の豊かな課題解決能力を身につけるよう努めます。

#### **(2) 学び手に対する深い共感と洞察力**

すべての児童生徒がもっている「学びたい・成長したい・よりよく生きたい」という強い願いに共感し、時に「うまくいかない・どうしたらよいかわからない」と悩んだりつまずいたりしている一人一人の思いなどを洞察しながら、それらに対応して柔軟な授業改善などを行うことのできる能力を高めていきます。

#### **(3) 教員のマネジメント能力とコミュニケーション能力**

学校経営に参画し、「計画 実施 評価 次への展開」という視点で継続的な改善を図ることのできるマネジメント能力の育成に努めます。また、学校の状況や、学校が期待することを地域の方々に対して十分に説明し、地域の方々と連携しながら特色ある学校をつくっていくことのできる教員のコミュニケーション能力の向上を図ります。

#### **(4) よき社会人としての資質を高める**

教員が、一人のよき社会人として、仕事に誇りと愛情をもって取り組み、保護者や地域の信頼をさらに高めていくことができるようにするために、モラルの向上を図るための研修を実施していきます。

### 3 教員が意欲をもって能力を発揮する

教員がもてる力を十分発揮できるようにするために、教員の能力や実績等を適正に評価することが大切です。

#### 【現状と課題】

##### (1) 教員の評価

学校教育に対する県民の期待がますます大きくなっている中で、教員の専門性や適性が十分発揮されるよう、一人一人の能力や実績等が適正に評価され、処遇や研修等に適切に結びつけられるシステムを構築することが求められています。

##### (2) 指導が不適切な教員

多くの教員は児童生徒と共に汗を流し、共に悩み、共に解決に向かって努力するなど、意欲的に教育課題に取り組んでおり、このような教員が本県の教育を支え、本県の明日を担う児童生徒を育成しています。しかし、一方では、さまざまな要因から適切な指導ができないために授業が成立しない場合や、児童生徒や保護者との信頼を築くことができない場合などもあります。求められる指導力に問題があるために児童生徒を適切に指導できない状況に陥っている教員については、その指導力を向上させるなど、適切に対応することが求められています。

#### 【施策】

##### (1) 教員の評価

教員評価については、一人一人の教員がそのもてる力を十分発揮できるシステムづくりを検討していきます。当面、授業や学校行事などを保護者や地域住民に対してこれまで以上に公開したり、意見や感想、評価などを聴取したりすることで、教員に対する保護者や地域のニーズを知り、教員が社会からの評価を受ける場面をより多く作っていきます。

##### (2) 指導が不適切な教員への対応

指導が不適切な教員への対応については、適切な指導ができない原因の把握に努め、改善すべき点を明らかにして、問題の解決に努めます。その際、こうした教員を、まず支援する視点から、計画的・継続的に指導していきます。

## 4 教職員の健康管理を進める

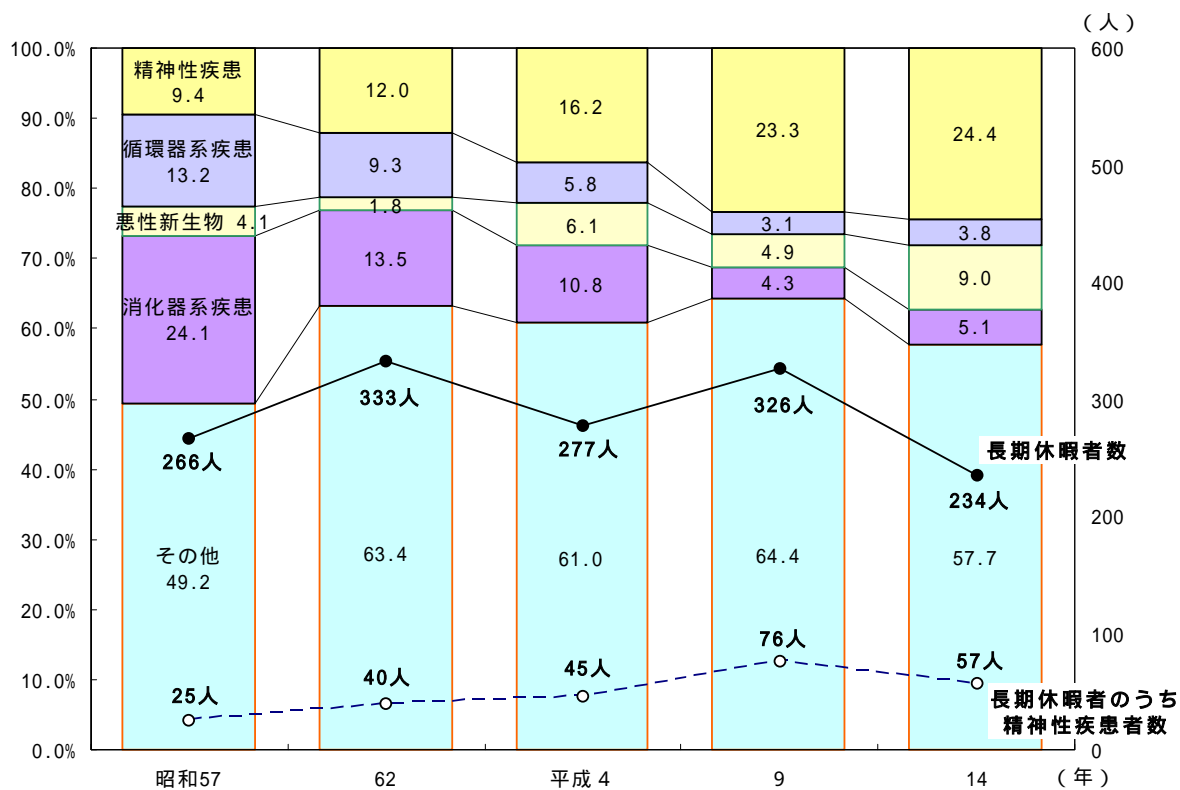
児童生徒の「いのち」を大切にし、自立できる人間にはぐくんでいくためには、教職員自らが「いのち」を大切にできる自立した存在でなければなりません。そのような意味において、教職員の日頃の健康づくりや病気になったときの自覚と医療機関での受診は、極めて重要になります。

### 【現状と課題】

体の健康に関しては自己管理の意識が高まってきており、特に生活習慣病等の早期発見・早期治療を目的とした人間ドック等の受診希望者が増加している状況から、更に受診枠を増やしていく必要があります。

また、近年、「心の健康」の重要性が広く認識されてきているように、教職員においても長期病欠の要因として精神性疾患が占める割合が高くなってきており、その対策を一層充実する必要があります。

教職員の長期休暇者数及び要因別割合の推移



## 【施策】

### (1) 生活習慣病予防のための健康づくり

生活習慣病対策については、病気にならないための健康づくり（軽運動・食生活等）を自ら実践することの必要性を周知するとともに、これまで以上に人間ドック等の検診機会を提供し、教職員一人一人が健康に留意した生活ができるよう支援していきます。

### (2) 心の健康（メンタルヘルス）

心の健康管理に関しては、心の状態が思わしくない場合、病院などに相談し治療を受けることが「あたりまえ」のこととして受けとめられる雰囲気づくりを推進します。

具体的には、メンタルヘルスに関してより身近に相談・治療ができるようにするため、現在の1箇所の相談窓口を増設して、教育事務所ごとに県内4地域すべてに相談窓口を開設するほか、教職員がストレスチェックをするためのストレスドックの実施を検討していきます。

メンタルヘルスに関する研修としては、全教職員を対象としてストレスの自覚から対処までのいわゆるセルフケアの方法など、心の健康に関する正しい知識を普及するとともに、周囲から気づくことなど、職場としての対応に関しても理解を深めていきます。特に役割の大きい管理監督者に対しては、気軽に相談できる雰囲気づくりと相談に応じる手法から職場復帰前後における適切な支援までの体系的な研修を実施していきます。

## 第4節 教育環境の整備に努める

学校施設は、児童生徒が学習や部活動などで1日の大半を過ごす場所であり、元気に活動できる生活空間としての快適で安全な教育環境の整備が必要です。

また、経済的に困難な状況にある高校生に奨学金を用意し、安心して学び続けることを保障する必要があります。

### 1 県立学校を整備する

平成15年4月1日現在、県立高等学校は本校が48、分校が3の計51校あり、特殊教育諸学校は10校で、あわせて県立学校は61校あります。

#### 【現状と課題】

- (1) 建築後30年以上経過した校舎がある学校は、全体のおよそ3分の1で、このうち約40年経過した校舎をもつ高等学校5校では、建物の老朽化が目立っています。
- (2) 生徒数の急激な減少に伴う学級減により学校の小規模化が進んでおり、適正な学校規模を念頭において、次の時代にふさわしい快適な教育環境の整備が必要であり、きびしい県財政状況の中では少ない投資で最大の効果があがる方法を検討することが求められています。
- (3) これまで、施設の老朽化に伴って改築を行ってきましたが、今後は既存校舎を今まで以上に長く使用できるようにする対策も求められています。
- (4) 平成14年に国の地震調査委員会より山形盆地断層帯の長期評価が公表されて、県内内陸部において今後30年以内に大地震の起こる可能性が指摘されており、昭和56年の新耐震基準以前に建てられた施設については、大地震に対する耐震性能を向上させる必要があります。
- (5) 近年の改築等により整備された職業高等学校を除いては、科学技術の進歩に対応した産業教育設備の充実も課題となっています。

#### 【施策】

- (1) 老朽化している施設の改善に当たっては、生徒数の推移、将来における学校の統合や学科改編の動向等を踏まえ、豊かな人間性をはぐくむ快適な教育環境の整備を計画的に進めます。

- ( 2 ) 学校の統合や改築等における施設の整備に当たっては、P F I 事業<sup>6</sup>による民間の資金とノウハウを活用するなどの新しい整備手法についても検討します。
- ( 3 ) 経年により、機能低下した施設については、大規模改修等による建物の耐久性の確保に努めるとともに、維持管理の効率化を図ります。
- ( 4 ) 計画的な耐震診断を進め、耐震性能に問題がある施設については、耐震化推進計画を作成して、改築や補強工事等を進めることにより耐震性能の確保に努めます。
- ( 5 ) 次の時代を担う技術者の育成に必要な、科学技術の進歩に対応した最新の産業教育設備の充実に努めます。

---

<sup>6</sup> 112 ページ脚注 10 参照。

## 2 市町村立小中学校を整備する

平成15年4月1日現在、市町村立の小学校は本校が340、分校が26の計366校あり、同じく中学校は本校が131、分校が2の計133校あります。

### 【現状と課題】

- (1) 児童生徒が毎日を安全で快適に過ごすためには、老朽化した危険校舎等の解消を図る必要があります。
- (2) 学校施設は、地震等の災害発生時における地域住民の応急避難場所としての役割も果たすため、昭和56年の新耐震基準以前に建てられた校舎等については、大地震に対する耐震性能を向上させる取組が必要です。
- (3) 学校施設は、地域コミュニティの場として高齢者や障害者を含めた地域の人々が利用することも考慮してバリアフリーに配慮するとともに、環境にやさしい施設づくり、シックスクール対策<sup>7</sup>や安全管理対策など、新たな課題に対応した教育環境の整備が求められています。

### 【施策】

- (1) 建築後30年以上経過し、構造上危険な校舎等については、技術的支援を行いながら計画的な施設整備が図られるよう働きかけていきます。
- (2) 防災関係機関等と連携・協力を図りながら、耐震診断をできるだけ早く実施し、耐震性能に問題がある校舎等については、十分な耐震性能の確保が図られるよう働きかけていきます。
- (3) 児童生徒はもちろん地域住民も安心して利用できる施設として健康面・安全面に配慮するとともに、環境を考慮した学校<sup>8</sup>、児童福祉施設等と複合化した学校など、設置者の創意工夫の下に、地域の実情に沿った特色ある学校施設づくりを推進するよう働きかけていきます。

<sup>7</sup> シックスクール対策とは、化学物質による室内空気汚染の防止対策のことで、建築材料の選定や、乾燥期間の確保、換気設備の設置などがあります。

<sup>8</sup> 環境を考慮した学校エコスクール。地球規模の環境問題に対応するため、学校施設においても、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設づくりを指します。例として、太陽光発電・太陽熱利用、木材の使用、雨水再利用、屋上緑化、校庭の芝生化などがあります。

### 3 奨学金を貸与する

優れた能力と向学心を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に、奨学金を貸与することで人材育成を支えています。

#### 【現状と課題】

本県では、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者の修学を促すため、修学資金を貸与しています。また、勉学意欲がありながら、経済的理由で高等学校等での修学が困難な者を支援するため、修学資金の貸与を平成15年度から開始しました。

今後は、日本育英会が行っていた社会に有為な人材を育成するための高校生に対する奨学金の貸与が、日本育英会が独立行政法人に移行することに伴い、平成17年度の高等学校入学者に係るものから、県に移管されます。このため、既存の県の貸与制度ともあわせて、円滑な貸与の実施を行う必要があります。

#### 【施策】

経済的理由により高等学校等で修学が困難な者に対する奨学金の充実を図るとともに、貸与を受ける者が利用しやすいように事務事業の効率化を行います。

## 第5節 県民参加型の教育行政を展開する

行政手続、情報公開、個人情報保護に関する条例の制定、政策評価等の取組の進展など、行政からの説明責任を果たす取組が進んでいます。

このような中、教育改革の必要が唱えられ、さまざまな取組が行われています。財政的に厳しい状況がしばらく続くと見込まれるところであり、民間資金の導入など新たな財源の導入を検討したり、限られた財源を一層有効に活用したりすることが求められます。また、その上で、人員の配置も含め、限られた財源を生かして効果的な事業運営に努めて、県民の十分な理解を得ることが求められます。

### 【現状と課題】

教育行政施策は、目的達成のために必要な期間も多様であり、長期短期さまざまな状態にあり、取組状況について進行段階に応じた適切な評価が必要です。また、そのために、施策評価の場面に県民参加型の仕組みを用意し、その結果に基づいて、施策のその後の進め方の見直しや、さらには計画の見直し・改訂につなげる必要があります。

### 【施策】

第5次山形県教育振興計画の計画期間中の施策の取組状況について、外部機関による評価等を定期的に行い、計画目標の達成状況等を明らかにするとともに、その成果を積極的に公開し、県民からの意見を施策の取組や計画の見直しなどに適切に反映させます。

また、昨今の教育改革の議論の中で、教育行政施策として具体的な提言がなされているものに加えて、これから明らかになってくるものも数多く想定されます。そのようなものについても、県民の意向を踏まえながら実施していきます。

さらに、すべての県民の、教育に対する関心をさらに高め、力を合わせてよりよい教育をつくっていかうとする気運を盛り上げていくための検討<sup>9</sup>を行います。

<sup>9</sup> 教育改革国民会議最終報告（平成12年12月）では、地域における教育への関心と支援を高めるための取組として、「『教育の日』を設けるなど」との例を示しています。